

令和四年九月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

職員の互助会に関する条例及び会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例	1
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	1

令和4年9月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第102号議案

職員の互助会に関する条例及び会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地方公務員等共済組合法の改正により、被用者保険の適用対象である非常勤職員が地方公務員共済組合員となることに伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 職員の互助会に関する条例の一部改正

互助会を組織する職員に地方公務員共済組合員となる非常勤職員を追加すること。

(2) 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正 次に掲げるものに相当する額を報酬及び期末手当から控除することができる額に追加すること。

ア 一般財団法人島根県職員互助会、一般財団法人島根県教職員互助会及び一般財団法人島根県警察職員互助会（以下「互助会」と総称する。）の掛金その他の互助会に対して支払うべき納入金額

イ 互助会が取り扱う保険の保険料の額

ウ 地方職員共済組合島根県支部、警察共済組合島根県支部及び一般財団法人島根県教職員互助会の積立貯金の積立金額

3 施行期日

令和4年10月1日から施行する。

第103号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

職員の育児休業について、国家公務員の育児休業等に関する制度の改正に準じて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和

子の出生後8週間と6月を経過する日以後も任期のある（引き続き任期の更新又は採用される可能性がある場合等を含む。）非常勤職員について、子の出生後8週間以内の育児休業を取得できることとすること。

(2) 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ア 子が1歳から1歳6か月に達する日までの期間における育児休業

(ア) 職員又は配偶者が非常勤職員の子が1歳に達する日まで育児休業を取得し、引き続き配偶者がその翌日から育児休業を取得している場合に、職員は期間の途中から育児休業を取得することができることとすること。

(イ) 人事委員会が定める特別の事情がある場合にあっては、柔軟な取得ができることとすること。

イ 子が1歳6か月から2歳に達する日までの期間における育児休業

アと同様の取扱いとすること。

(3) その他規定の整備

3 施行期日

令和4年10月1日から施行する。